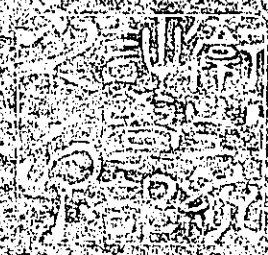


漁村社會狀態調查

(千葉縣浦安町分)



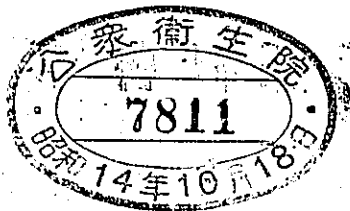
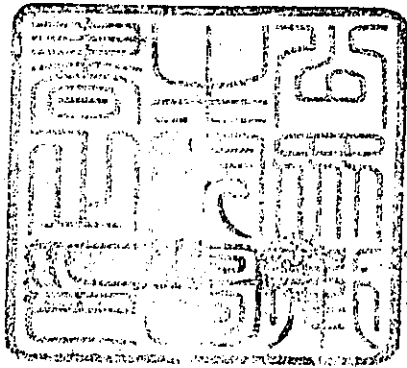
財法 團人 千葉縣社會事業協會

漁村社會狀態調查

昭和四年二月廿日
川上理一先生
寄贈
厚生省研究所

財法 國人 千葉縣社會事業協會

L
25



7811

序

社会事業の機能を克く發揮するには其の組織の基本が最も妥當なものでなければならない、即ち多分に客観性の取入れられたものでなければならない、如何に新しいもの如何に立派なものであつても單なる慣習や、模倣に依るものであるならば、決して社会事業の完全を誇ることは出来ない、最近漸く農村社会事業と言ふ言葉が社会事業論客の間に論議される様になつた、米騒動を契機として起つた我國の社会事業が稍々もすれば、外國の組織を直接取入れて看板を掲げ様としたと同様に農漁山村には又都市の組織が無批判に受け容れられる場合が多かつたのである。夫れは誠に無理な話である。嚴密な意味に於ては少くも大都會の社会事業組織で、農漁山村に其の儘持つて行かれるものは一つもないと言つても過言ではない、社会事業が漸次法制化された結果として止むを得ず同一形體を採るものはあるが客観的事情は決して夫れを許すのではない。多分に運用上の技術に期待するのである農村社会事業なる論議は常に各の社会に於ける獨自性を主張する「各社会に於ける獨自性」それが其の社会に造り上げらるべき社会事業組織の根幹を爲す場合に於てのみ社会事業の機能を十二分に發揮し得るものであることは言ふ迄もないのである。人情の機微に觸れる事業である丈に見もすれば觀念論的になり客観性を無視される傾向のあることは誠に關係者の戒心すべき事柄である。

茲に社会事業の組織に當り其の社会の獨自性を發見する爲に必ず先行されなければならぬ事は其の基礎資料を得る爲めの社会調査である。大都會の社会事業組織が、農漁山村の社会に直ちに移植し得べからざるものとするならば夫れ等農漁山村に於ける社会事業を各方面より調査研究することに依つて築き上げる外はない。

單に夫れは事業計畫のみでなく社会事業に於ける社会調査は常に附隨的なものであり更に一步を進むれば社会事業と社会調査とは楕の兩

方面の如きものであるとも言ひ得るのである。

今日の社会事業に於て喧しく叫ばれて居るケース、ワークの如きは最早社会調査と切り放して観念すべきものではない。米國の、リッチモンド女史がケース、ワークに依つて事業の批判及社会現象に對する断案を強調した點等明かに此の事業を物語るものである。

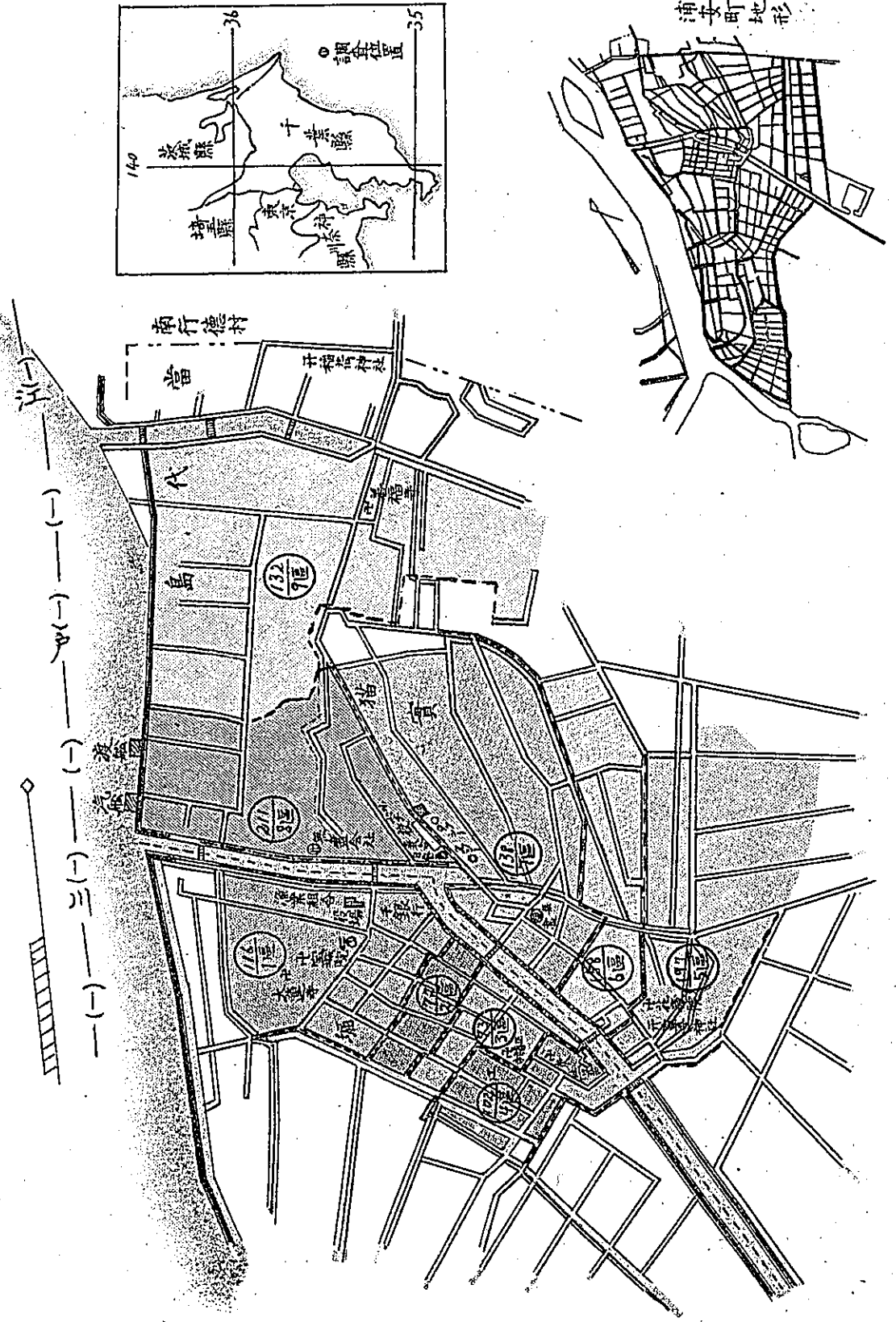
本調査が斯る意義の下に實施したものであり多數の農漁山村を擁する本縣社会事業の施設經營に必要な資料を提供せむとの意圖を以つてしたものであることは當時の速報に記した通りである。集計の方法乃至報告の順序形式も決して完全ではない、大方の批判と修正に依つて將來を期する積りである。又幸に各方面に於いて本報告書を他山の石として利用されることもあらば望外の幸榮である。

昭和十年三月

協會常務理事 瀨 間 一
千葉縣社会員長

（以下は非常に小さい文字で印刷された文章が続きます。内容は社会事業に関する調査報告書の本文の一部と見られます。）

浦安町市街圖縮尺約一万分一



區名上部數字ハ調査世帯數

方面の如きものであるとも言ひ得るのである。

今日の社会事業に於て喧しく叫ばれて居るケース、ワークの如きは最早社会調査と切り放して観念すべきものではない。米國の、リッチモンド女史がケース、ワークに依つて事業の批判及社会現象に對する斷案を強調した點等明かに此の事業を物語るものである。

本調査が斯る意義の下に實施したものであり多数の農漁山村を擁する本縣社会事業の施設經營に必要な資料を提供せむとの意圖を以つてしたものであることは當時の速報に記した通りである。集計の方法乃至報告の順序形式も決して完全ではない、大方の批判と吐正に依つて將來を期する積りである。又幸に各方面に於いて本報告書を他山の石として利用されることもあらば望外の幸榮である。

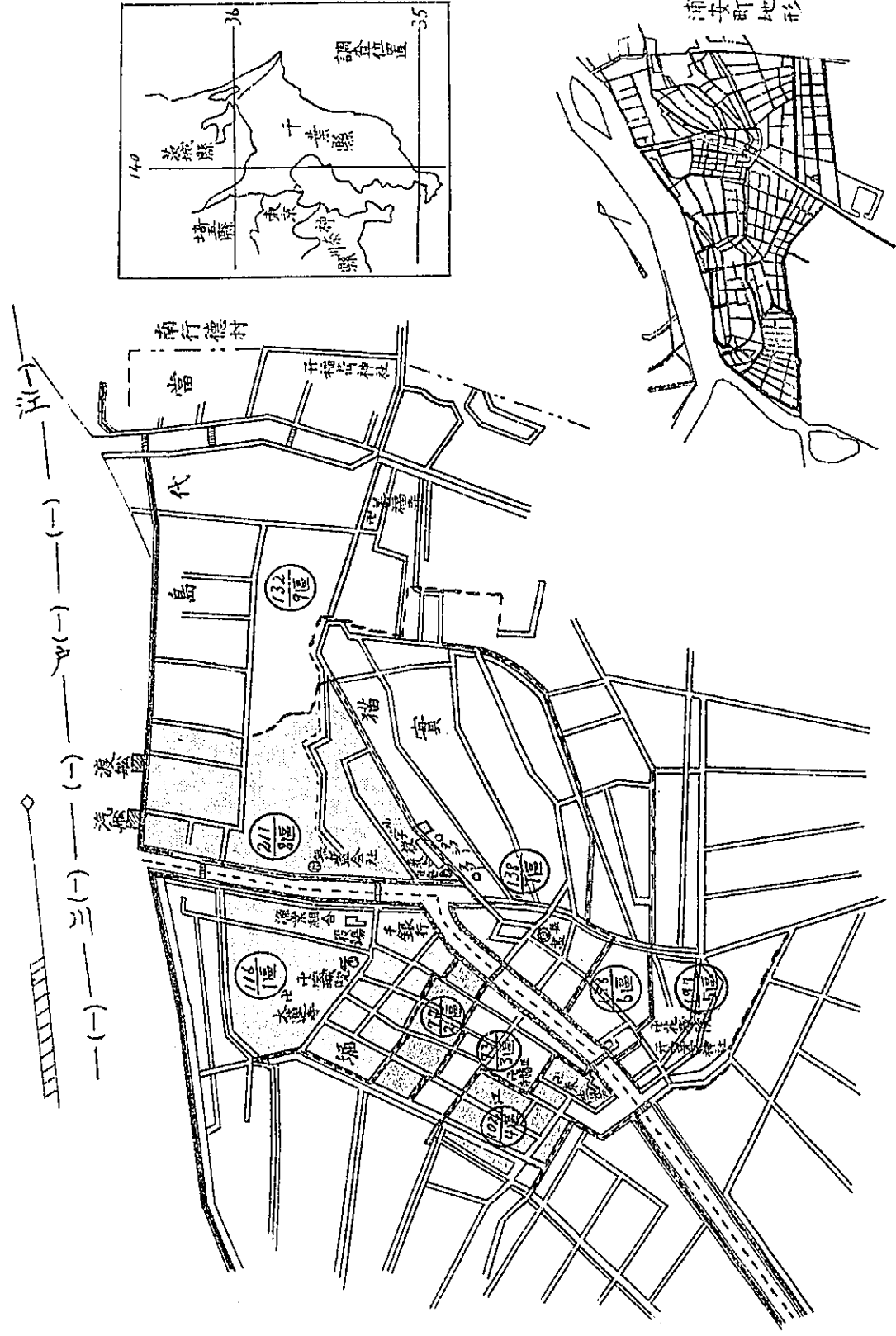
昭和十年三月

協會常務理事
千葉縣社会課長

間 瀬

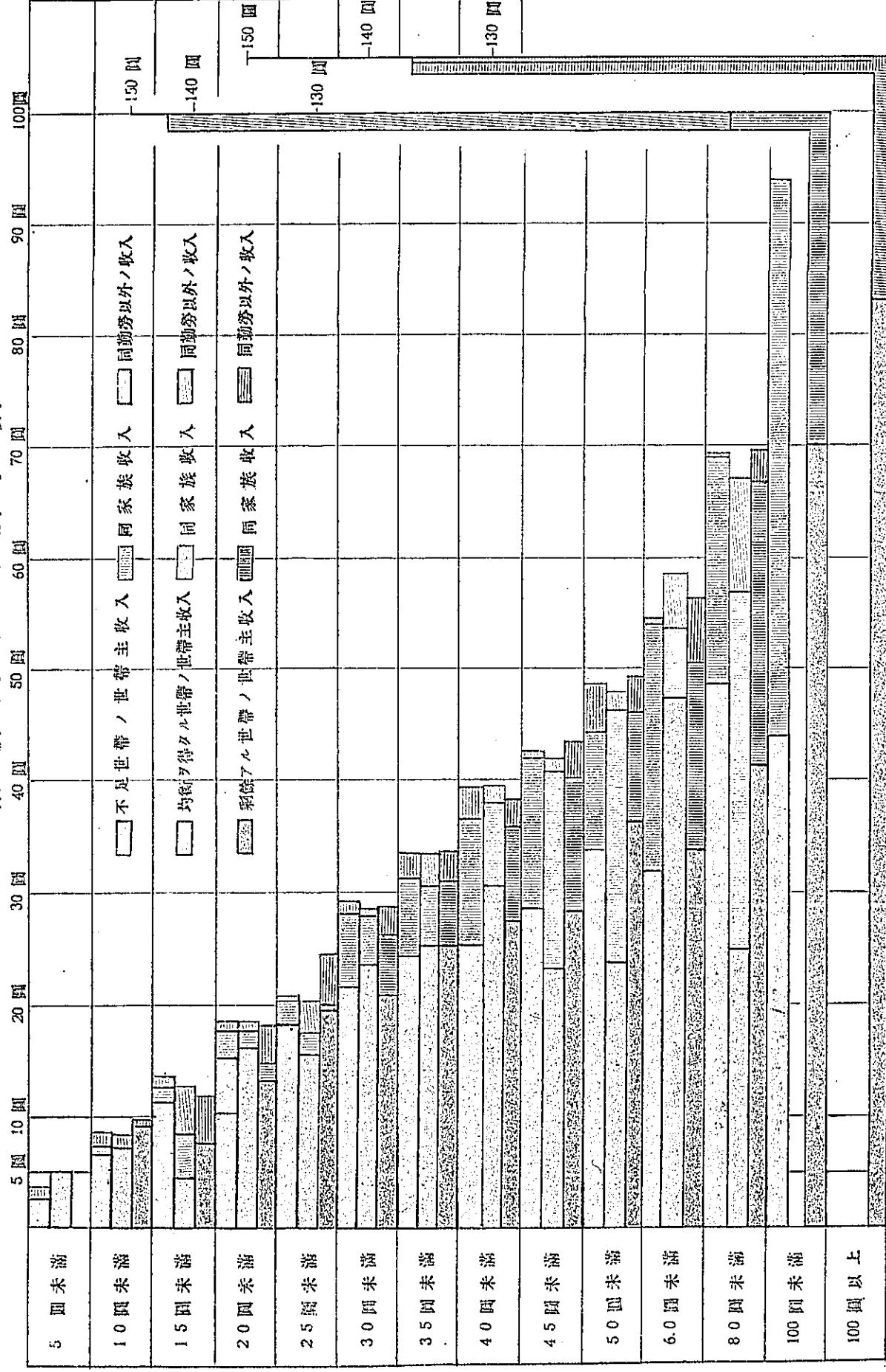
一

浦安町市街圖縮尺約八分一

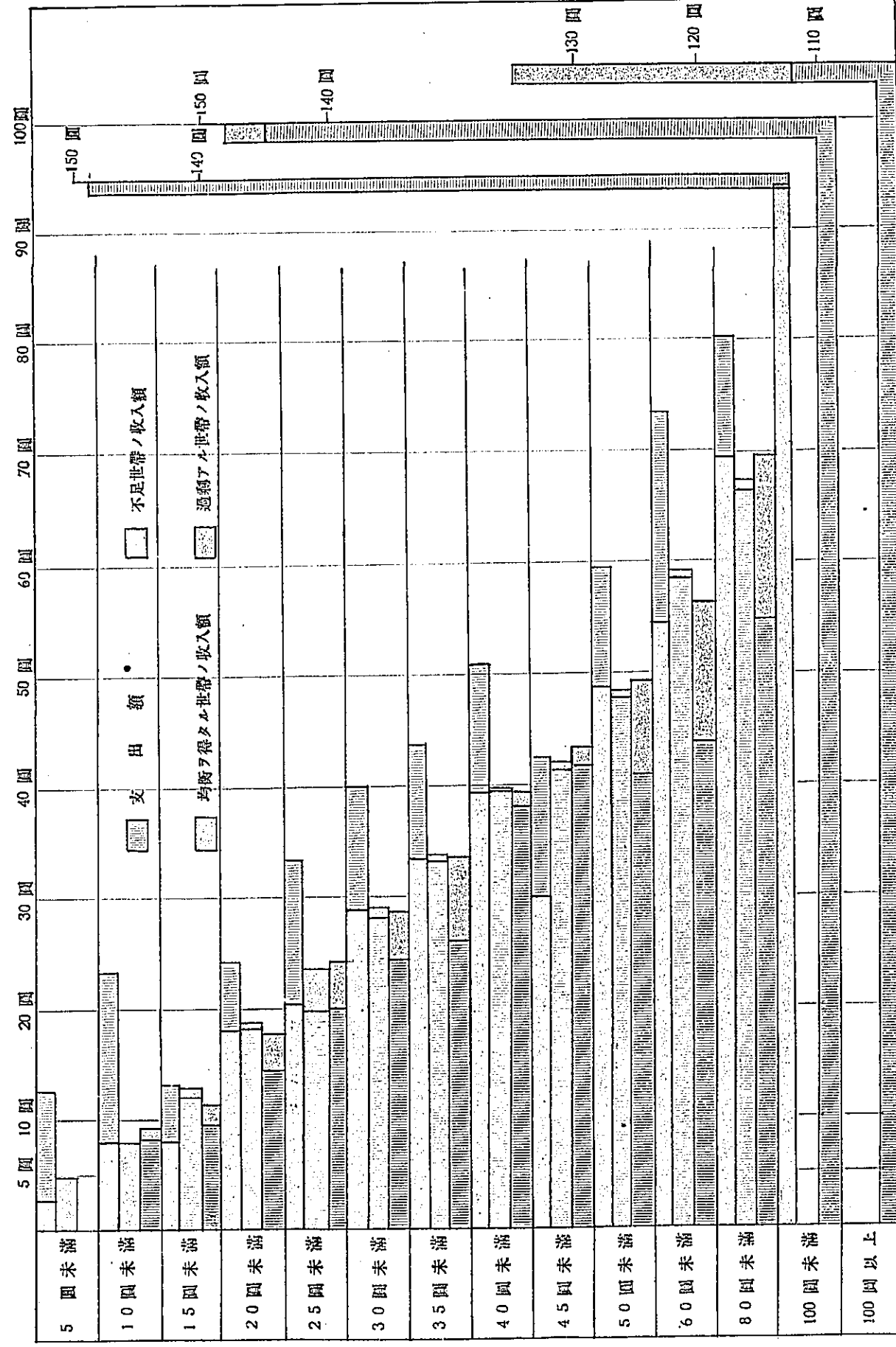


敷帯世本調査部名區

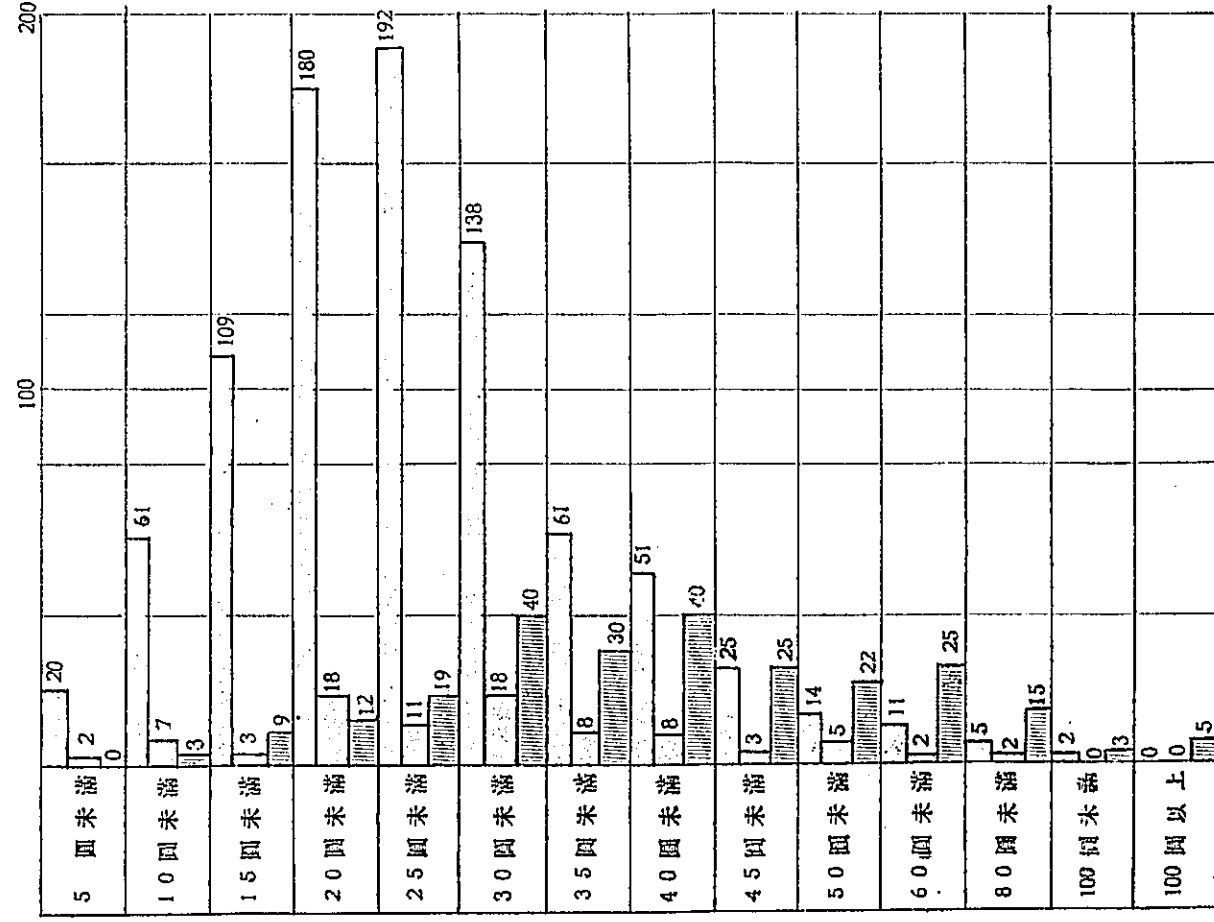
收入階級別收入額實數



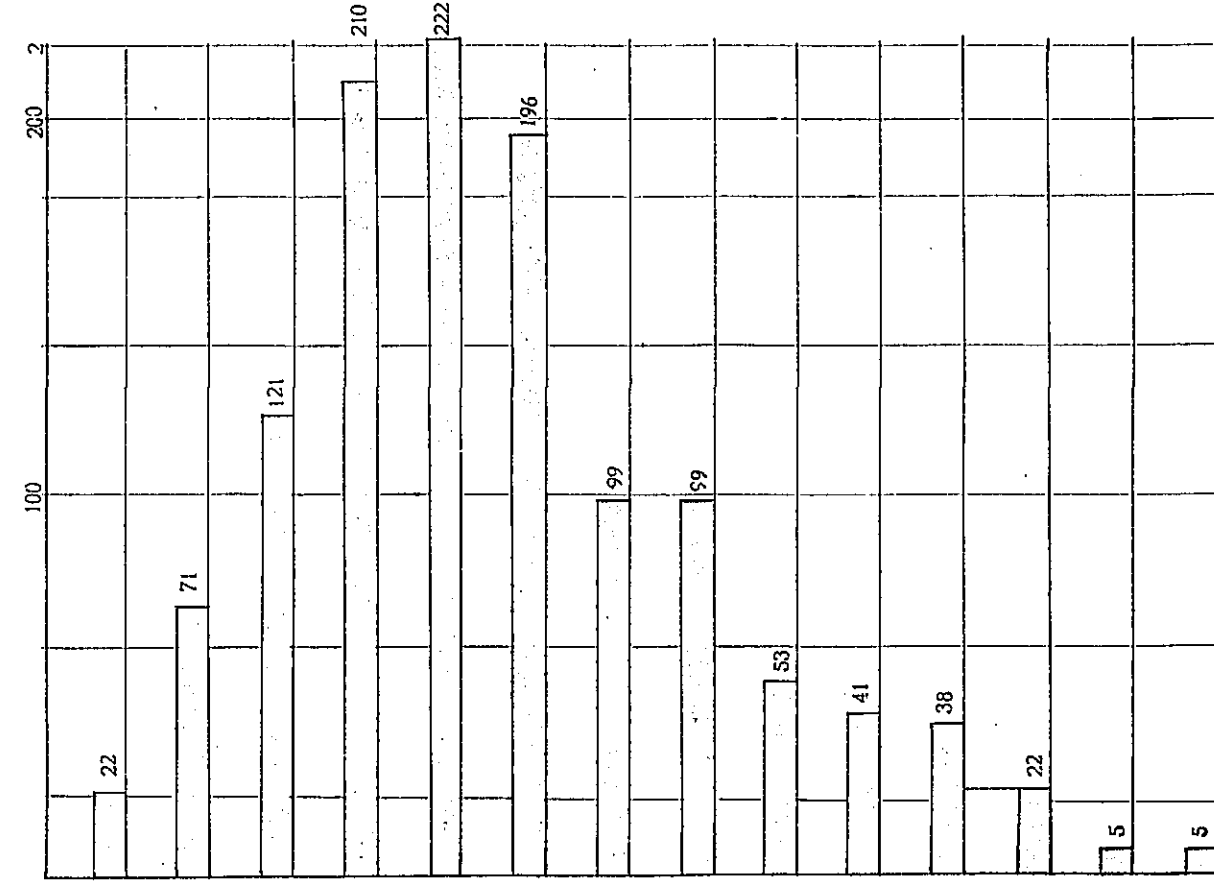
收入階級別收支額實數對照



収入階級別收支過不足世帯



収入階級別世帯



□ 不足世帯 ▨ 均費ヲ得タル世帯 ▩ 過剩アル世帯

目次

第一章 總 說	1
第一節 調査の目的	1
第二節 調査の経過	1
1、調査時期.....	1
2、調査地區.....	1
3、調査對象.....	1
4、調査事項及方法.....	2
5、調査會及調査員.....	3
集計方法.....	5
第三節 町勢一般	6
1、概 說.....	6
2、大體觀察.....	7
A、地 形.....	7
B、交 通.....	7
C、産 業.....	8
1、概 說.....	8
2、水産業の内譯.....	8
D、生活程度.....	8
F、文化的施設.....	9
G、慣習風俗.....	9
イ、概 說.....	9
ロ、冠婚葬祭.....	9
3、調査上の概感.....	10
A、經濟狀態.....	10
B、衛生狀態.....	10

第二章 結果の概要 12

第一節 經濟上より見たる概數 12

 1、收支過不足別世帯數 12

 2、收入階級別に見たる世帯及人員 12

 3、收支金額及收入狀態 12

第二節 世帯主 13

 1、職業 13

 2、出生地 13

 3、居住期間 13

 4、婚姻年齡 14

 5、教育程度 14

 6、勤勞日數 14

 7、健康狀態 14

 8、收入及支出狀態 14

第三節 家族 15

 1、家族數及職業 15

 2、家族の健康狀態及教育程度 15

第四節 住宅 16

 1、坪數 16

 2、所有關係及地代 16

 3、家賃及電燈 16

 4、塵數 16

 5、通風採光 16

 6、井戸、便所及敷地(庭) 17

第五節 經濟狀態 17

 1、資産及負債 17

 2、收入 17

 3、支出 18

 4、生活費內容 18

第六節 生活困窮の原因 19

第三章 統計表 21

 1、收支過不足別に見たる世帯及收支狀態 22

 2、世帯主の職業、出生地、居住期間、婚姻、縁故者及健康狀態 24

 3、世帯主の教育程度、勤勞日數、收入狀態及支出狀態 28

 4、家族の總數、職業、健康狀態、教育程度 32

 5、住宅(坪數、地代又は家賃、電燈數、塵數) 36

 6、住宅(採光、通風、井戸、便所、敷地、坪數) 40

 7、資産負債及收入(財産收入、勤勞收入) 44

 8、資産負債及收入(仕送金、公的救助、其の他) 48

 9、支出狀態(生活費、交際嗜好、趣味) 52

 10、支出狀態(兒童小遣、臨時費計) 54

 11、收入階級別一ヶ月生活費支出總額内譯 56

 12、收入階級別一世帯一ヶ月平均生活費内譯 62

 13、生活困難の事情 64

第一章 總 說

第一節 調査の目的

本調査は本協會が將來千葉縣に於ける都市、農村、漁村、山村の區別に隨ひ其の代表的市町村を選定して逐次これが調査を實施せむとする計畫の下に先づ其の第一歩として浦安町を選定し之れが調査を施行したものである。千葉縣は海岸線の延長九十六里に及び全國的に見ても漁村の最も多い縣に屬して居る。隨つて普く漁村に適切なる社會施設を講ずる事は、本縣の急務とする所である。本協會が曩に昭和三年九月より昭和七年四月迄の七ヶ月間に亘り外房に於ける漁業町勝浦町の調査を實施したのは斯る社會施設の基礎資料を得むとするにあつたが、今回の調査に於いて更に之と對照して内灣漁業町の代表町たる浦安町を選定したのも亦此の故に外ならない、即ち本調査の目的とする所は前記の調査計畫に基き本縣独自の社會施設の實施經營に對し適當なる資料を提供し、且つ漁村社會事情の研究資料たらしめむとするにあるのである。

第二節 調査の經過

1. 調査時期

本調査は昭和八年七月一日より着手し同月十二日迄十二日間を要した。

2. 調査地區

浦安町一圓に亘り施行した、即ち左記の四部落九區に及ぶ。

部 落

堀江 一區 二區 三區 四區

猫實 五區 六區 七區 八區

當代島 } 九區
欠真間 }

3. 調査の對照

本調査の対照は昭和六年度に於ける同町の戸数割五圓以下を納むる一二八六世帯であるが、其の中調査當時多少の異動及調査不能のものがあり結局一二〇四世帯である。更に之れを具体的に一般との割合及昭和六年度戸数割附加當時より調査時期迄の間に異動ありたる事實を示せば左記の通りである。

A 一般の割合

1 戸数割附加及免税總戸数及其の内譯

免 税	29
一 圓 以 下	20
三 圓 以 下	463
四 圓 以 下	405
五 圓 以 下	281
十 圓 以 下	500
二十圓以下	236
五十圓以下	99
百 圓 以 下	23
百 圓 以 上	10

2 最 低 額	0.70
3 最 高 額	306.20
4 平 均 額	9.39

5 千葉縣内各町村の一戸平均額八圓八十五錢七厘

B 異 動 事 情

1 他へ移轉せるもの	56
2 他の階級に入りたる者	22
3 調査不能の者	14
4 他より轉住せる者	8
5 新たに調査階級に入りたる者	2

4 調 査 事 項 及 方 法

本調査は別表各項目に依り租税、公的負債公的救助費等を公簿の調査に依り、住所氏名年令、其の他の戸籍關係及資産の評価等は公簿に依る書面調査と訪問調査の併用に依り其の他は總べて訪問調査に依つたものである。(別掲調査表参照)此の調査表の中負債調査等は多くの社會調査に於いては不能のものとして除外され居るにも不拘本調査に當つて敢へて之れを加へた理由は第一に今回の調査対象の家庭に於いては多分に其の調査上の可能性を持つものであると認められた事。第二には全體の調査に於いて之れが不可能であつたとしても、可能の範圍に於て之れを舉行することに依つて今後負債整理組合等の計畫に相當有力なる資料を提供することを期待したからである。尙之れ等の調査表に記入したる數字は調査時期前一ケ年の平均月額を表し特に臨時費の各項目に就ては昭和七年中の事實に依り之れを調査した、例へば埋葬費は昭和七年中に死亡者ありたる世帯のみに付、出産費は出産ありたる世帯のみに付、其の事實支出額を記入し其の他の同期間中事實なき家庭に就ては一切之を省略した。

5 調 査 會 及 調 査 員

本調は前述の如く昭和五年に實施した勝浦町の調査と對照比較せむとの希望もあり、更に本協會に於ける社會調査の基準たらしめたのである。勝浦町の調査に當つては經費の關係及時期の關係上早急に實施を必要としたので其の計畫に多少の不滿を餘儀なくされた。今回は之れ等の諸點を考慮し豫め豫想し得る範圍に於いて萬全を期せむとした即ち左記の諸氏を擧げて社會調査委員會を組織し、數次の會合を重ねて本調査に關する一切の計畫を樹立したのである。

尙此の計畫に基き實際訪問調査委員として之等委員の外左記の通り浦安町方面委員、同區長及其の代理者、東洋大學々生、早稻田大學學生諸君の參加を得て實施した。以上の如く調査委員及調査員の諸氏が本協會の此の計畫に對して極めて多忙なる時間を割かれ心からなる援助を惜しまれなかつた事に對しては茲に深く感謝の意を表する次第で

ある。

社會調査委員會委員

早稻田大學講師 東洋大學教授	小島幸治
中央社會事業研究所主事(當時內務省社會局囑託)	福山政一
浦安町長	田中常平
元本協副會長	松澤龍雄
元同常務理事	廣橋眞光
本協會幹事	安田龜一
同	佐藤猪三郎
同書記	船本數江
同	高木快存
同	今泉博

社會調査員

東洋大學々生	李鳳珠
同	金相洽
同	荻原佐幸
同	草間茂
同	伊藤貞子
同	藤原文子
同	菱沼武夫
早稻田大學々生	和田丈夫
同	潮戸健次
同	丸谷英雄
同	伏谷義秀
浦安町方面委員	渡邊賢亮
同	關口偉一
同	竹内賢造
同	大塚六兵衛

同	内田龍藏
同	平出万太郎
同	小田謙一
區長及代理者	山崎清
同	岡崎善助
同	新井潔
同	宇佐美喜平
同	牧野常次郎
同	宇田川金五郎
同	新谷六次郎
同	大塚金次郎
同	大塚喜作
同	相馬與四郎
同	西協國太郎
同町會議員	内田成夫

集計方法

本調査の集計に就ては種々の觀點から之れを爲し得るこゝであつて其の目的とする所に依り夫れは自から決定されるべきである。本調査は前述の通り調査地區に於ける對照夫れ自身よりも更に本調査に依り現はるべき數字が他の一般的施設に對する資料として取扱はるべき事を主たる目的として觀察して行つたのである。而も其の基本を經濟關係に求め如何なる環境と條件が經濟生活の充足を與ふるものであるか此の觀點に立つて總べての相關々係を見んこしたものである。勿論之れに就ては専門的な立場からは種々の批判の餘地あるこゝを承知して居る。而も之れが二三の本會職員が事務の傍日曜及祭日等を利用して約二ヶ月間の間に完成したものであり前記調査委員並に調査員の諸君が拂はれた努力を滅殺することなきかを慮れるのである。

尙集計に當つて標準とした次の諸點は土地の事情と慣習とを基本と

したもので各意見のあることであらうと思ふ。

1 出生地生東京とあるは東京府及市を包括せるもので他府縣とある中には東京市を除外した。

2 收支過不足中均衡を得るものは收支一回以内の相違は之れを均衡を得るものとした。

3 結婚年令に於ける早婚は男子二十才未満、女子十八才未満、熟婚は男子二十一才より三十五才迄女子十九才より三十才迄、晩婚は男子三十六才以上女子三十一才以上の者を夫々區別集計した。

4 縁故者の有は万一の場合扶助を受け得る状態に在る縁故者を挙げた。

5 健康状態中弱は虚弱にして勞働に適せざるもの病氣は調査當時病臥せるものを挙げた。

第三節 町勢一般

1 概説

同町は凡そ七百七十餘年前保元二年（紀元一八一六年）既に成立し當時は人口極めて希少であつて塩を焼き、漁貝を採り旁田畑を耕して生業とした。然るに地形が東京灣に突出した低地である關係上海嘯の被害多く殊に永仁の大海嘯には神社佛閣民家の流失せるもの多く其の發達は極めて遅々たるものであつた。然るに徳川家康が、江戸に幕府を置き諸候を移し江戸の繁華となるに及び、地の利を得たる同町は漸次人々の増加を見るに至つたのである。此の頃より或は堤を築き、或は葦生地を開墾し漁業商業共に進み此の間弘治、元祿、安政等の大海嘯の爲幾度か離散したが現在の堀江、猫質、當代島の三部落を形造つたのである。

明治十年及同十五年には類例なき大火災に遭ひ十三年には四百戸を十五年には七百餘戸を灰燼に期した従つて之が回復には十數年を要するの傷手を蒙つたのである。

明治十九年には同町に於ける現在の唯一の産業たる海苔養殖を開始

した。

明治二十二年町村制の施行せらるゝに當り堀江、猫質、當代島の三村を合併して浦安村と名付けたのである。

明治二十八年三月法律第二十四號境界變更法に依り同年四月一日より字古寅以下九字民有地百三十九町六反一畝十五歩を東京府南葛飾郡葛西村に編入し明治四十二年九月一町制を布かれ浦安町と改稱して今日に至つたのである。

2 大體視察

A 地 形

浦安町は江戸川の左岸に位置を占め千葉縣の管轄に屬し東葛飾郡に在り、東と南は東京灣に面し、北は南行徳村に隣り西は江戸川を隔て、東京市江戸川區に相對して居る。當町の面積は次の通りである。

國有地 210町6反歩

民有地 { 有租地 469町5反歩
免租地 19町

土地は一般に低地である爲河岸及海岸には堤防を設けて浸水を防ぐの必要がある。河口は淤泥沈積して二つの三角州を爲し之を大三角、小三角と呼んで居る、兩洲共に葦菴叢生し一大原野を爲して居る。土性は一般に砂質壤土であつて貝殻を混じるものが多い。

海は淺で、干潮時に露出する低面非常に多く、概ね多くは砂地であるが陸地に近い部分は砂泥地も亦尠くない。

B 交 通

同町は東葛飾郡の最南端に在り、東南二面は東京灣に臨み西は江戸川に副ひ水運の便に富み出入する船舶の數も少くない。縣道は一線南行徳村より町の中央を貫き、猫質地先江戸川に副ふ所に渡船場及汽船發着場があり帝都との交通を計つて居る。陸上に於ける交通機關としては乗合自動車左記の區間を定期に運轉して居る。

浦安—小松川間

毎時直通二回（途中乗替二回）而して小松川に於いて城東電車に連

絡し東京方面との交通は比較的便利である。

浦安——八幡間

直通運轉はないが途中乗替によつて八幡町に通じ毎三十分運轉して居る。尙此の外タクシー業者が二箇所ある。

水上の交通は左の區間に定期の航行がある。

浦安——京橋間

凡そ二十分間に運行、自動車に比して低廉であるが爲東京方面との交通上には可成り利用されて居る。

渡船場

江戸川の對岸東京市江戸川區との交通に便利な渡船場があるが近く架橋建設の計畫があり、竣工の上は同町との交通に一大變化を來すものと想像されて居る。

要するに同町は位地の關係上交通機關に恵まれない、従つて帝都に接近し乍ら急速の發展を爲し得ない事情にある。通信機關としては電信を取扱ふ無集配三等局及特設電話があり比較的不便を感じない。

C 産 業

1 概 説

同町産業の主要なるものは水産業、商業、農業、工業で就中水産業は其の主位を占め海苔貝類の養殖を主とし漁撈之に次ぎ、商業は水産物の取引を主とし、農業は稻、蓮の栽培の外は殆んど見るべきものがない。工業も商業同様、水産物の加工が大部分である。尙海岸の原野より葭莎を産する。

2 水産業の内譯

A 貝類の養殖、海苔の養殖

B 漁撈の方法は左の通りである。

打瀬、鵜細、徒鵜細、蟹網、カラ針、細船漁、投網、刺網、

C 佃煮製造、乾海苔製造

D 生活 程 度

戸数の多き割合に恒産あるもの少く、生活程度は一般に低い、即ち戸數割の一戸平均額は九圓參拾九錢強であるが、五圓以下のもの千二百餘戸であつて平均額以上のものは僅かに四百五十戸である。而も中流以下の家庭の主婦は、多くは經濟思想に乏しく収入多ければ多きに任せて消費し元より貯蓄心なく従つて今日の如き不況に際しては家財を入質若くは賣却して生活の資となすの外はない有様である。

F 文化 施 設

イ、浦安町託児所

小學校内に町立託児所がある。保育料は一ヶ月一圓五拾錢とし現在兒童數約百四十名である。

ロ、其 の 他

浦安小學校は兒童約千八百五十、尋常科三十二學級、高等科五學級である。其の他補習學校青年訓練所浦安裁縫女塾等があり夫々良好なる成績を擧げつゝある。

G 慣 習 風 俗

イ、概 説

東京灣に面し水産業を以つて生業とし傍ら農業を兼ね、古來東京に往復し生計を営む者が多く、従つて其の影響を受け金錢を浪費するの弊風がある。住居は漁業地の常として一般に狭少である、又人情は淡泊で言葉は極めて粗野であるが、情誼には厚く隣保相親しむ他人の難を見れば進んで之れを救ふ美風がある。男子は多く終日勞働に従ひ家計は主として主婦に委ねる。遊藝、歌舞等を娛樂とし或は寄席に入り或は若衆宿に集まりて雑談に耽る等の者多く大人子供共に買喰を爲すの弊風がある。

ロ、冠 婚 葬 祭

冠、昔は名付親を定め、親分子分の縁を結ぶ習慣があつたのであるが現在は殆んど其の跡を斷つた。

婚、男は二十五才女は二十才前後に結婚する者多く男女共他町村に

縁組する者少く多くは町内に於いて縁組を爲し或は分家して一家を構ふるものが多い。葬、近隣の者が葬家に集まり六道其の他の使役、無縁講金の取集等の世話を爲し葬送の際は多く老人を頼みて念佛を唱ふる習慣がある。無縁講は昔困窮者の爲に大連寺の僧が村内各戸を廻り小計の金を集め葬家に贈つた。之れが現在の無縁講となり自來數百年を經過したる今日迄繼續されて居るのである。

祭は他の町村と大同少異別に特記すべきものはない。

3 調査上の概感

A 經濟狀態

經濟狀態は上記述の通り被調査者の階級に於ても大體は海苔及蛸、蛤等の貝類の採取による代償こそ彼等の唯一の收入であつて毎年十二月、一月、二月、三月、四月の五ヶ月間に於ける同町民全部の收穫高は毎年五十萬圓を下らない。然るに昨年十二月より本年四月迄の收穫期に於ける収入額は海苔養殖の全滅と貝類の安値の爲僅に一萬圓内外に極減し獨り被調査者の階級のみでなく町民の大半が極めて困難なる生活を爲しつつある。右の事情は本調査の經濟的事情にも多分の影響を爲して居ることに充分の注意を要する。即ち家賃、地代の怠納は貸主自身殆ど問題にして居ない有様である。只茲に問題となるのは營利本位の会社に拂込むべき電燈料である。会社は到底彼等の未納を共儘黙認する筈はない。最近一ケ年間に於て電燈料未納の爲に会社より送電を休止された世帯は本調査を實施した一千二百四戸の内百二十戸即ち約一成に及んで居る。之れ等送電も休止された家庭に於ては止むなくランプ又は蠟燭を灯して闇を凌ぐ状態で文化も數十年昔に逆戻りした形である。

B 衛生狀態

衛生狀態は一般に不良である。之れは元より漁家特有の無頓着に因由するものではあるが、更により以上に飲料水を同町内に於て求め得

ざることは不可抗的に非衛生的なる條件を増大して居る。即ち同町内に於ては如何なる方法を以つてするも、地層の關係上、清水を吸むことは出来ない。一般の家庭には井戸を掘りたるもの多數あれども噴出する水は何れも濁水で到底飲料水には適しない。

甚だしきは町内に流れる河川の汚水を以つて食器米、野菜等を洗ふのである。

普通飲料水は、江戸川の水を吸み、或は東京市又は南行徳村の水道より運搬したるものを一荷五錢乃至七錢宛で購つて使用するのである。

勿論之等購入したる水は何れも上水道の清水であるが、多くの家庭に於ては一荷の水を普通三四日間に使用する。甚だしいものは一週間位小瓶に貯めて使用する。随つて最後に使用される時の水は、之れ又極めて不淨非衛生的なものに變じて居る譯である。斯る環境を見て誰もが想像するべきは、恐らく彼等の健康と夏季に於ける悪疫の流行である。

全體の健康狀態は勿論芳ばしくない結果を表はして居る。殊にトテホーム患者の多いことは吾々の想像以上である。然るに謂所夏季に於ける悪疫の流行は吾々の想像を裏切つて大正十四年の虎疫流行後は殆ど皆無に近い。偶々患者を發見すれば、土着の町民でなく他より新しく轉居した人達であると言ふことは人間が如何によく其の環境に順應するものであるかを物語つて居る。(以上昭和八年八月速報掲載分再掲)

第二章 結果ノ概要

1 收支過不足別世帯數

調査總數は前述の通であるが集計の結果を概説すれば次の通である。總數一千二百四世帯、人員五千三百十八人其の收支償はざる者即ち不足の者は八百六十九世帯三千九百四十四人で全體の約七十三%に當り收支均衡を得る者は八十七世帯三百卅九人にして全體の約七%に、剩餘ある者は二百四十八世帯九百九十一人にして全體に比し其の約二%に當る。

2 収入階級別に見たる世帯及人員

尙之れを収入階級別に見れば次の通りである

階級別	世帯數	(百分比)	人員	(百分比)
總數	1204	100%	5318	100%
5 圓未滿	22	1,80%	45	0,9%
10 圓未滿	71	5,90%	204	3,8%
15 圓未滿	121	10,1%	444	8,4%
20 圓未滿	210	17,5%	805	15,1%
25 圓未滿	222	18,4%	980	18,4%
30 圓未滿	196	16,3%	949	17,9%
35 圓未滿	99	8,2%	405	9,1%
40 圓未滿	99	8,2%	504	9,5%
45 圓未滿	53	4,4%	266	5,0%
50 圓未滿	41	3,4%	212	4,0%
60 圓未滿	38	3,2%	225	4,2%
80 圓未滿	22	1,8%	132	2,5%
100 圓未滿	5	0,4%	38	0,7%
100 圓以上	5	0,4%	29	0,5%

以上の通り廿五圓未滿のもの最も多く卅圓未滿及二十圓未滿これに次ぎ百圓以上は最下位にある。

3 收支金額及収入状態

更に之等の収入月額は總額三万三千四百六十七圓九錢となり一世帯平均廿八圓廿七錢餘に當る支出に於いては總額四千二百五十八圓六十四錢であつて一世帯平均卅四圓八十一錢に當り差引収入不足額は總額に於て七千七百九十圓七十錢收入不足、一世帯平均額に於て六圓五十四錢の赤字を表して居る次に之等の収入状態を收支償はざる者、均衡を得る者、剩餘ある者の區別に依り而も其の収入内譯を見れば次の通りである。

區別	總數	比例	世帯主ノ収入	比例	家族ノ収入	比例	其ノ他ノ収入	比例
總額	33,467,09	100	23,945,83	71,55%	7,434,69	22,22%	2,036,57	6,23%
不足ノ階級	20,838,27	100	15,293,26	73,39%	4,543,34	21,82%	1,001,67	4,81%
均衡ヲ得タル階級	2,366,80	100	1,718,60	72,61%	542,20	22,91%	106,00	4,48%
剩餘アル階級	10,262,02	100	6,933,97	67,57%	2,349,15	22,89%	978,90	9,54%

第二節 世帯主

1 世帯主と職業

世帯主の職業は漁業の六百九十三其の大半を占め農業の三十を最下位とし、其の他の廿五は大部分個定したる職業を持たず其の多くは矢張り漁撈又は貝採取關係業務に臨時需要せられつゝある、行商の百十七は漁業に次ぎ多數なるも其の多くは東京市内外に貝類を行商するのである。日雇の六十一、勤人の卅一は多く町内に雇傭されて居る。

2 出生地

世帯主の出生地は、町内の五百三十九を最高とし他府縣の五百十八之れに次ぎ郡内の六十二縣内の六十一の順で最下位は東京の五人であることは他府縣人の五百十八人の多數であると共に極めて東京に近接せる地位にある町丈けに讀者の一瞥を禁じ得ない所であらう。

3 居住期間

居住期間は二十年以上の居住者最も多く五百七十九世帯、次で十年以上の二百七十三世帯、五年以上の百五十六、一年以上の百四、一年未滿の居住者は僅かに七十三世帯で全體の約六%に過ぎない。大部分

は土着の住民で比較的他者の出入の少いことを知るのである。

尙要救護者は全部一年以上の居住者で其の最も多きは二十年以上の居住者の十三人である。

4 結婚年令

結婚年令は熟婚の八百四十二が最も多く全體の約七十二%に當り晩婚が第二位で百十六即ち九、六%に當り比較的多く他の漁村及農村に於ける事實と非常に相違して居る多くの農漁村に於いては大體晩婚よりも早婚の多いと言ふことは其の特徴とする所である。

本調査に於いて斯る數字を現したるは多少の偶然性も勿論否み難いが一つは都市に近接せる其の影響と更に今一つは經濟的逼迫の階級が婚期を遅らせる一般的狀態に依るものと見るべきではなからうか。

5 教育程度

教育程度は一般に低く小學校卒業程度のものが大部分で約六〇%に當り殊に無教育のもの約三〇%ありと言ふことは重大なる關心事である。

6 勤勞日數

勤勞日數は十六日乃至二十日のもの最多にして比較的一般に多い全體を通じ各世帯主の平均一ヶ月に於ける勤勞日數は十六、九日である。

7 健康狀態

健康狀態は一般に健康で全體の約八十%即ち九百九十人の健康に對し病者は約四%の四十八人である。虛弱勞働に耐へざる者は約十%百九十二人となつて居る。勿論調査の基本に於いて現に病床に在る者、勞働に支障なき者等の區別は夫々調査員の外面的なる觀察で其事實に於いては更に慢性的なる疾病又輕易なる疾病のあることは想像し得る所である。

8 收入及支出狀態

世帯主の收入狀態は十五圓以上二十圓未満のものを最多とし十圓以上十五圓未満のものこれに次ぎ最少は百圓以上の二及七十圓以上百圓

未満の三と言ふ順位で總數一千二百四の中五十圓以上の收入あるものは僅かに十九で全體の一、五%に過ぎない有様である。

一方支出狀態は三十圓以上五十圓未満のもの最も多く二十五圓以上三十圓未満のものこれに次ぎ、最少は五圓未満の三及百圓以上の九で收入に比し何れも支出の點に於ては可成多額に上つて居る。尙收入の内容を見るに大部分は勤勞收入で財産收入あるものは僅々四、一%に過ぎない。

第三節 家 族

1 家族數及職業

調査世帯一千二百四の家族總數は五千三百十八人で一戸平均四、四人であるが其の内非現住の者が三千二百四十三人あるから調査當時の家族總數は八千五百六十一人となる譯である。尙非現住家族の職業に關しては出来るだけ事實に依る事とし克明に記載する事に努めたけれども中には藝者、娼妓、酌婦其他女給等の如く餘り細かく糺す事を喜ばない様な仕事に就いてゐる者もあつたので此等に付ては被調査者の答へる通り女中と記載してある。だから女中或は其他と言ふ欄の中には此れ等の職業に従事して居る者が相當に含まれて居る譯である。

1 家族の健康狀態及教育程度

健康狀態は健康者の四千八百五十五に對し虛弱者二百九十四病者が百二十五で合計四百十九となるが此れを總數に比較して見ると約七%に當る。

尙調査の際記載洩れ其他現住しない爲判然しない者が四十四名ある此れを收入階級別に見ると收入十圓未満の生活者六十一世帯の家族數百九十二人に對する病弱者は三十八名で二十%に當る。

何れの世帯も收入を増すに隨ひ病弱者の率は減少して收入百圓未満の者三世帯三十八名に對して病弱者は一人もない。

次に教育程度を觀ると總數五千三百十八に對して全然無學の者が二

百二十八だから約三十八%に相當する。中等程度の學校を終つた者が百三十八名、中等學校以上の卒業者は僅かに五名しが無い。

第四節 住 宅

1 坪 數

住宅の坪數、地代、家賃、電燈等に付いて見ると延坪五坪以上、八坪以下の者が四百二戸を占めて調査世帯の三十三%に當り、五坪以下の者が三百三十八世帯で二十八%に相當してゐる。二十坪以上の家に住んで居る者は全體を通じて僅かに七世帯しかない。

2 所有關係及地代

尙此れ等の中住宅を所有して地代だけを拂つて居る者は三百四十二世帯で總數の二十八%であり六百七十八世帯を占む大部分が借家に住んでゐる譯である。地代を支拂つて居る者では一ヶ月一圓以上三圓以下の二百二十五が一番多く八圓以上十圓以下の者が僅かに一世帯、十圓以上の者が三世帯ある。

3 家賃及電燈

家賃も矢張り三圓以上五圓以下の三百二が最高で十圓以上の者が十三世帯尙一圓以下の者が五世帯ある。

電燈は一燈の九百三十六が斷然多くて七七%を占めて居るが此の中には電燈を用いないでランプを使用して居るものが相當に多い。二燈以上使用して居る者は商人以外には皆無と言つても宜い位であらう。

4 疊 數

一人當りの疊數は前記家賃の示す通り住宅費としては最低と認められるものが多くて三百九十三世帯(三十二%)が一人一疊の割合、二疊の者が三百八十五世帯、五疊のものは三十九世帯しかない。

5 通 風 採 光

健康状態とは直接關係の多い採光、通風、井戸及便所等の良否を極く概括的に見ると採光比較的良と認められるものが七百十三世帯、五十九

%、否が四百四十八、其他が三十七世帯ある。

通風は良と認められるものが總數の約七割を占めてゐるけれど共地區に依つては六、七軒長屋の入口と小窓が一つしかない様な一室に六、七人の家族で世帯を張つて居る様な者が相當に多いのだから此の調査で否と記載したものは勿論最悪のものである。

6 井戸便所及敷地

井戸は地理的關係で飲用に供し得る様な井戸は殆どないので随つて全體を通じて不完全極まるものが多く、船で江戸川へ汲みに行くものもあれば又少し生活程度の高い者は東京から買つて飲むと言つた様な状態である。

便所は漁夫が多いのこ、永い間の習慣で共同のものが多く併かも不完全なものを平氣で利用して居るので衛生的見地から見れば良と認められるものは極めて少ない。

敷地坪數は五坪以上十坪以下の三百二十七世帯が最も多く百坪以上のものは僅かに三世帯しかない。

第五節 經濟 狀 態

1 資 産 及 負 債

資産及負債の調査は本調査に於いて最も困難なるものであつて全體に就いて而も正確に調査し得たものであると言ふことは出来ない。殊に資産中の動産等の評價額は調査員の認定であつて當を得て居ないものも相當に多いことと思ふ。只だ目的は速報記載の事由に依り出來得る限り之れを調査し而も各調査區に土地の方面委員及區長等の隨伴に依り評價に就いても一應は妥當と信ずるものを記入したので多少の參考にはなり得ることと思ふ。

別表中の數字は全體の調査の結果得たものでなく調査を爲し得た範圍に就ての區分に過ぎないものであることを斷はつて置く。

2 收 入

収入に就ては前記の通りであるが更に之れを収入の種類別割合を見れば勤勞收入最も多く全体の九十一・九%に當り其の大半を占め殆んど他には収入なき状態で其の割合は大様次の通りである。

1 財 産 收 入	1.8%
2 勤勞收入 (世帯主/家族)	91.9% (63.4%/28.5%)
3 仕 送 金	0.3%
4 其 の 他	6.0%
計	100.0%

3 支 出

支出に就ても其の概要は既に記述した處であるが其の支出の種類別に之れを見れば次の割合となる、特に此の中兒童小使は調査地區に於ける最も特徴あるものと認められるので茲に其の比率を示すこととしたのであるが調査上極めて至難のもので、一部の調査洩を否み難い。

1 生 活 費	76.5%
2 公 際	2.0%
3 趣 味 嗜 好	7.9%
4 兒 童 小 使	4.0%
5 臨 時 費	9.6%
計	100.0%

4 生 活 費 内 容

尙生活費の内容は更に分類して食費被服費等各種類別に之れを見れば次の通りである。

種 別	金 額	百分比
企 業 費	18.24	52.2%
被 服 費	1.62	4.6%
家賃及地代	4.83	13.8%
電 燈	1.22	3.5%
薪 炭	2.31	6.6%
其 の 他	6.74	19.3%
計	34.96	100.0%

第六節 生活困窮の原因

一般的に經濟事情の變遷逼迫に依つて収入減となり生活困難に陥る言ふことは如何なる地方に雖も變りはない。之れは到底單的な解決を望むことは出來ない。随つて其の他の原因に就て消極的にはあるが出來得る限り矯正し生活の緩和を圖るべきであらう。

其の他の原因として最も多いのは家族多數に困るものである。殊に同地區に於ける子女の多數であることは、前述の間食を爲す風習に依つて一層加重なる負擔となるのである。

次は世帯主及家族の疾病を原因とするものであり、世帯主及家族の死亡に原因するものも可成に多い、惡習に因る者の中には前記間食の惡習は含まざるもので大體は競馬其の他の賭勝負等の如きものを指すので比較的僅少である其の概數次は通りである。

死 亡	28	2.9%
疾 病	64	6.6%
怠 惰	9	1.0%
浪 費 習	17	1.7%
惡 習	7	0.7%
尖 業	17	1.7%
老 衰	29	2.9%
變 奇	9	1.0%
飲 酒	18	1.8%
收 入 寡 少	584	60.2%
家 族 多 數	155	16.0%
負 債	33	3.5%
計	970	100.0%